

令和3年第11回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 令和3年11月19日 午後2時00分

2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	木 曾 文 人
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	長 坂 幸 則
教 育 次 長	入 潮 賢 和
総 務 課 長	西 岐 厚 志
こども育成課長	近 藤 雅 之
学校教育課長	山 本 亮
生涯学習課長	橋 本 政 範
文化財課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
学校給食センター所長	正 木 洋 志
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 真 一
書 記	澁 谷 文 江

5 付議事項

第45号議案 令和4年度赤穂市公立学校教職員異動方針
について

第46号議案 令和3年度赤穂市一般会計補正予算（11
月）について

第47号議案 赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動
施設等の指定管理者の指定について

報告25 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

報告26 令和3年度全国学力・学習状況調査結果につ
いて

その他 (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況につ
いて

(2) 冬季休業中における生徒指導について

議事録署名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 木 曾 文 人

署 名 人 池 坂 めぐみ

令和3年第11回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第11回教育委員会を開会いたします。
委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立しております。

はじめに、令和3年第10回教育委員会議事録の署名を井本委員、木曾委員にお願いします。

(教育長署名後、井本委員、木曾委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

教育長

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

木曾委員と池坂委員にお願いします。

議事に先立ち赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第46号議案ないし報告25については、同規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、報告26及びその他(1)については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適當である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第46号議案ないしその他(1)については非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

第45号議案「令和4年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和4年度赤穂市公立学校教職員異動方針について議案2、3ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第45号議案「令和4年度赤穂市公立学校教職員異動方針について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第45号議案は、原案のとおり議決されました。

次に、第46号議案「令和3年度赤穂市一般会計補正予算(11月)について」事務局の説明を順次お願いいたします。

[非公開案件として、第46号議案「令和2年度赤穂市一般会計補正予算(11月)について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、第47号議案「赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等の指定管理者の指定について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第47号議案「赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等の指定管理者の指定について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、報告25「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、報告25「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明を行った。]

教育長

次に、報告26「令和3年度全国学力・学習状況調査結果について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として、報告26「令和3年度全国学力・学習状況調査結果について」説明を行った。]

教育長

次に、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行った。]

教育長

次に、その他(2)「冬季休業中における生徒指導について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(冬季休業中における生徒指導について議案20～23ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

冬季休業中における生徒指導についての前に、ちょっとお聞きしたいんですけども、GIGAスクール構想で1人1台の端末は、今毎日、持って行って持って帰っているのか、ずっと学校で保管しているのか。そして、冬季休業中は家で持っておくのか。それをまずお聞きしたい。

事務局

タブレット端末の所在というか、持ち帰りについてですが、結論から申し上げますと、学校保管を行っております。冬季休業中の持ち帰りは実施いたしません。持ち帰りについては、国の方からも非常時を想定して、持ち帰ることを想定した準備は進めなさいという通知はいただいておりますので、1学期に小学校6年生以上、これが実施いたしました。2学期、この12月末ですね、2学期末までには小学校1年生以上の全ての学年で1回、6年生以上は2回目となりますが、持ち帰りの練習はそれで実施しております。基本的には繰り返すようですが、学校保管で、持ち帰りはその持ち帰り期間のみの練習という形になっております。

委員

それを聞いて、それでは学校にあるということは、あまり問題ないと思うのは、ちょうど10日ほど前ですか、読売新聞の1面記事に学習端末トラブル続発ということで、すでにご承知だと思いますけれども、プログラミングが無理で中傷するような言葉を書き込んだり、あるいはフィルタリングを解除してアダルト動画を閲覧したり、或いは友達のIDパスワードを無断で使い、不正にアクセスしたとかそのような記事が出ていたので、そういうことも踏まえて、今、課長さんから、ポイントポイントにそういうことが書かれてあったので、是非、校長を通じてまた児童生徒に指導していただければと思っております。

事務局

委員のご意見、本当にありがとうございます。学校の方もそういった新聞報道等には非常に注視しておりまして、先日、10月の定例校長会においても、そういった情報管理、子どもたちが使うマシンの中でチャット機能を使えるというのは学習をいわゆる、言語で交わすときに、文字言語で会話していくという練習も必要であろうことから、チャット機能自体を否定するわけではなく、それを悪用や誹謗中傷に使うといったことがいけないといった指導も重ねて行うよう、管理職へも指導を行っていたところです。それと合わせて、いわゆる、学習用端末と先生方が仕事で使う公務用端末、これの混同によって、いじめの報告書等が生徒が閲覧できる部分に

掲示されてしまっていたという事案も新聞等で報道されていきましたので、こういったところについても、複数の目でそういった電子媒体の取扱いについてはチェックを行っていくということも校長会を通じて、各学校の方に指導を重ねているところです。現在のところ、先日、学校教育課の方で学校訪問をした際に、その小学校での使い方の一部ですが、授業の前の休み時間に教員の方で一斉にチャット機能の制限を解いて、授業が終わったら、またその担当が制限を掛ける、と。そして、1日の終わりにはICTの担当が、制限が掛かっていることを確認して、翌日に備えるといったところで、ダブルチェックの機能もきちんと果たしているなというところを訪問時に確認させていただいたところです。ですが、こういった形で抜け道があるかもしれませんので、そういったところ、セキュリティ上の問題については、常に考えの中心に置きながら進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、「冬季休業中における生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

(赤穂市文化会館ネーミングライツ・パートナー及び愛称名の決定について配布資料に基づき説明を行った。)

事務局

(東備西播定住自立圏形成推進協議会日本遺産講演会について配布資料に基づき説明を行った。)

事務局

(忠臣蔵浮世絵国際シンポジウムについて配布資料に基づき説明を行った。)

事務局

(令和3年第12回教育委員会を12月23日(木)午前10時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告。)

尾上教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後3時59分閉会)